

国民健康保険のしくみをお知らせします

問い合わせ 保険年金課

病気やけがをしたとき、安心してお医者さんにかかれるよう、すべての人が何らかの医療保険に加入することになっています。これが国民皆保険制度です。国民健康保険(国保)は、こうした医療保険の一つで、加入者がお互いに助け合い、安心して医療が受けられる国民皆保険の根幹をなす制度です。

近年の急速な高齢化の進展、生活習慣病の増加、医療の高度化等に伴い医療費は急増し、大変厳しい運営を強いられています。加入者の皆さんは、医療費の一部を支払い医療を受けますが、残りの医療費は、国民健康保険税(保険税)として納付していただいたお金を財源として、医療機関へ支払っています。

今後とも安定した国保制度の維持運営のため、加入者の皆さんのご理解と協力をお願いします。

国保の加入・脱退
届出は14日以内に
他の健康保険に加入したとき、脱退したとき、転入・転出したとき、子どもが生まれたときなどには、加入・脱退の手続きをしてください。

☆加入できる方
①自営業者、農業・漁業従事者とその家族
②退職して職場の健康保険などを脱退した方
③パートやアルバイトなどで職場の健康保険に加入

できない方など
※加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めなければならぬことや、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなる場合があります。
※他の健康保険資格取得後に国保の被保険者証(保険証)を使って医療を受けると、国保で負担した医療費を後日返納することになります。
※手続きは法律で14日以内となっておりますが、14日を過ぎても必要書類がそろいしだい必ず手続きをしてください。

国保の保険証

保険証は、医療機関を受診する際に必ず必要なものです。1人1枚の個人カード証となります。

一般の保険証(サーモン色)

退職者医療制度の保険証(若草色)
有効期限は令和3年9月30日です。(年齢等により有効期限が短い場合があります)

高齢受給者証(白色)

70歳の誕生日の翌月(1日)生まれの方は(誕生日)から「国民健康保険高齢受給者証」(自己負担割合2割または3割)が交付されます。国保の保険証と併せて医療機関等の窓口で提示してください。高齢受給者証

表1 医療費の自己負担割合

Table with 2 columns: 適用区分, 自己負担割合. Rows include 義務教育就学前 (2割), 義務教育就学後~69歳 (3割), 70~74歳 (2割).

注1 現役並み所得者とは、本人を含む同一世帯内に住民税課税所得145万円以上の70~74歳の国民健康保険加入者がいる方です。

表2 70歳未満の方

Table with 3 columns: 適用区分, 1か月の医療費の自己負担限度額, 入院時食事負担額. Rows A through O describe different income and family status categories.

保険給付分の金額をあとから支給します。
①緊急時などやむを得ない理由により、保険証を提示せずに医療を受けたとき
②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用補装具代を負担したとき
③国保の取り扱いをしていない施設で、医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージを受けたとき
④海外渡航中に治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)
☆医療費が高額になったとき
医療費の自己負担額が高額になったとき、限度額を超えた分を高額療養費として、あとから支給します。

該当する方には、医療費の支払いからおおむね2~3か月後に申請書を送付し、必要書類をお持ちのうえ、保険年金課で手続きをしてください。
☆「限度額適用認定証」および「標準負担額減額認定証」の交付申請
通院・入院時に、各医療機関に支払う医療費の自己負担額を適用区分(年齢と所得により分かれます)に応じた限度額(市民税非課税世帯の方は入院時の食事代についても減額された額)の支払いで済む制度があります。医療機関へ認定証の提示が必要となりますので保険年金課で手続きを認定を受けている方には更新案内通知を送付します。

表3 70~74歳の方

Table with 4 columns: 適用区分, 1か月の医療費の自己負担限度額(外来/入院), 入院時食事負担額. Rows include 現役並み所得者III, II, I, 一般, 低所得者II, 低所得者I.

注2 過去1年間の入院日数が91日以上で、申請して長期認定を受けた方。なお、長期入院の入院日数は非課税世帯の期間のみ該当になります。

注3 適用区分が「現役並み所得者III」および「一般」の方は、「限度額適用認定証」を申請する必要はありません。

更新が必要な場合は、保険年金課で手続きをしてください。
なお、同一世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、区分判定ができませんので所得の申告をしてください。
☆70歳未満の方 表2参照
※70歳未満の方が保険税を滞納している場合は「限度額適用認定証」を交付できません。「限度額適用認定証」を利用できない場合、高額療養資金貸付制度がありますのでご相談ください。

☆一部負担金の減免、徴収猶予制度
災害によって資産に重大な損害を受けたことなどにより、医療機関の窓口で負担する一部負担金の支払いが困難であると認められた場合は、一部負担金が減額、館料金から300円割引、あき

保健事業等
☆温泉センター利用助成
檜原村「数馬の湯」と奥多摩町「もえぎの湯」が入館料金から300円割引、あき

免除または徴収猶予となる場合があります。
☆こんなときには給付が受けられます
①子どもが生まれたとき：出産育児一時金42万円(医療機関への直接支払制度になります。差額が生じたときや、直接支払制度を利用しない方は、館料金から200円割引(いづれも大人料金)で利用できます。利用券は保険年金課、各市民センターで配布しています。
※1枚の利用券で3人まで利用可能
※なくなりしだい終了
※後期高齢者医療制度加入者は国民健康保険加入者ではないため、配布の対象となりません。

